京都大学人事審査委員会規程

(平成16年達示第87号)

- 第1条 京都大学に、人事審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 教職員(教員を除く。以下この項について同じ。)の休職、解雇及び懲戒(以下「休職等」という。)に関し国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。次項において「就業規則」という。)等の規定により、その権限に属するものとされた事項
 - (2) 教職員の休職等に関する不服申立てに関する事項
 - (3) 教員の専門業務型裁量労働制に関する苦情処理に関する事項
 - (4) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)第12条から第17条 までに該当する教職員(教職員であった者を含む。)の退職手当の支給制限等に関する事項
- 2 前項に定めるもののほか、委員会は、就業規則第50条、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就 業規則(平成17年達示第37号)第62条及び国立大学法人時間雇用教職員就業規則(平成17年達 示第38号)第54条に定める訓告等に関し、総長の諮問に応じ、必要な事項を審議するものとする。
- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 人事担当の理事
 - (2) 教員制度担当の理事
 - (3) 教育研究評議会評議員 若干名
 - (4) 部局長 若干名
 - (5) 総務部長
 - (6) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第3号、第4号及び第6号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第2号の委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 第6条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会には、必要に応じて第3条第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
- 3 前項の規定により専門委員会に加えられる委員は、総長が委嘱する。
- 4 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第7条 委員会及び専門委員会は、必要と認めたときは、委員会又は専門委員会の了承を得て、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 第8条 委員会に関する事務は、総務部職員課において処理する。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。 附 則
 - この規程は、平成16年4月1日から施行する。
 - [中間の改正規程の附則は、省略した。]
 - 附 則(平成20年達示第56号)
 - この規程は、平成20年11月11日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。